【 入院料等 】

691 入院料等(転院日及び死亡退院日)の算定について

《令和7年10月31日》

〇 取扱い

転院日及び死亡退院日における次の入院料等の算定は、原則として認められる。

- (1) A224 無菌治療室管理加算
- (2) A300 救命救急入院料
- (3) A301 特定集中治療室管理料
- (4) A301-2ハイケアユニット入院医療管理料
- (5) A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- (6) A301-4小児特定集中治療室管理料
- (7) A302 新生児特定集中治療室管理料
- (8) A303 総合周産期特定集中治療室管理料
- (9) A303-2新生児治療回復室入院医療管理料

〇 取扱いを作成した根拠等

上記の(1)から(9)については、いずれも施設基準を獲得し、厚生労働省告示*に沿って高度医療に基づき厳格に管理されていることを要件としている。したがって、転院日や死亡退院日であっても以上の要件を満たす場合は算定可能であり、単に転院日や死亡退院日であることをもって当該加算の算定を不可と判断することはできない。

以上のことから、転院日及び死亡退院日における上記(1)から(9)の入院料等の算定は、原則として認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法